

## 第2節 貸付を受ける資格

(貸付を受ける資格)

第24条 貸付を受ける資格者は、会員加入期間が1年以上経過した一般会員とする。ただし、前条8号については、各提携金融機関が定める基準によるものとする。

2 一般会員に前条の各号のいずれかに該当する事由が発生し、その費用を支払ったときから2ヶ月以内に借入の申請手続きをしないときは、当該事由による貸付を受ける資格は失効する。

ただし、前条8号についてはこの限りではない。

(貸付の重複制限)

第25条 同一会員に対する貸付の重複は、2件までとする。ただし、第23条8号は、おおむね無担保の借入が前年年収の50%以内を上限に、件数制限は設けない。